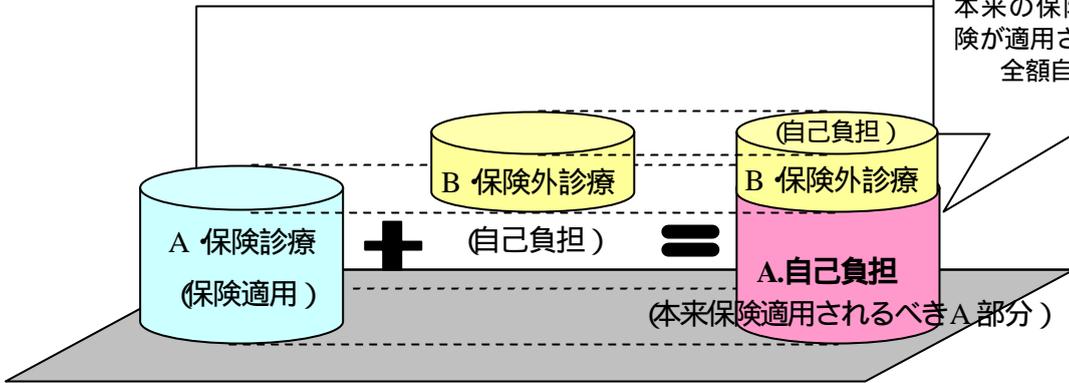


# 資 料

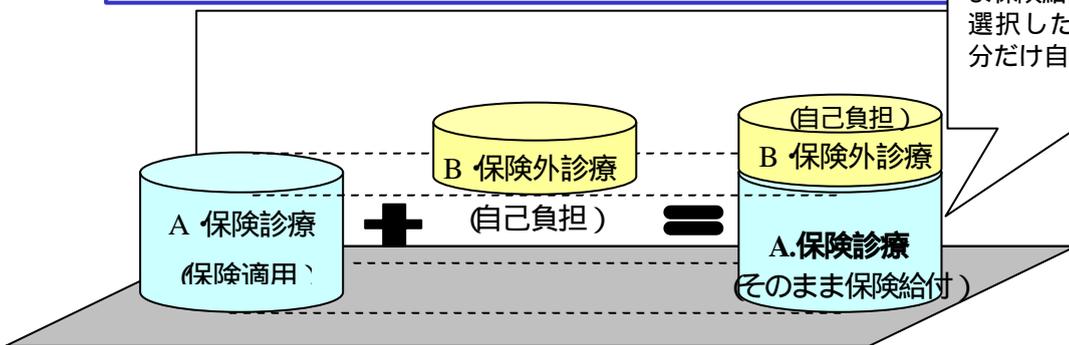
**現在の保険給付制度** (混合診療が認められていない場合)

保険診療に一つでも保険外診療を組み合わせると、本来の保険診療部分に保険が適用されず、全額自己負担に。

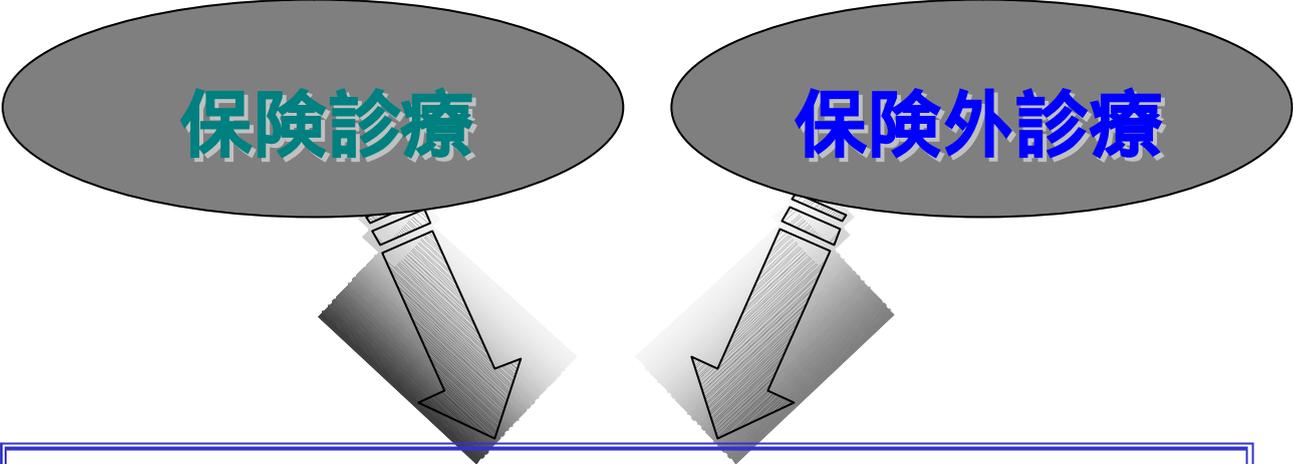


**混合診療が認められると…**

保険診療部分は、そのまま保険給付。患者が自ら選択した保険外診療部分だけ自己負担。



(当会議作成)



保険診療と保険外診療を併用した場合の患者負担は・・・



現在の保険給付制度で

請求書		
保険診療	保険給付	0
保険診療	自己負担	100
保険外診療	自己負担	100
合計		200

保険料は払っているのに、保険診療部分の保険給付さえも受け取れない。全額負担となる。

混合診療を解禁すると・・・

請求書		
保険診療	保険給付	70
保険診療	自己負担	30
保険外診療	自己負担	100
合計		200

保険診療部分は保険給付され、自己負担分が軽減される。

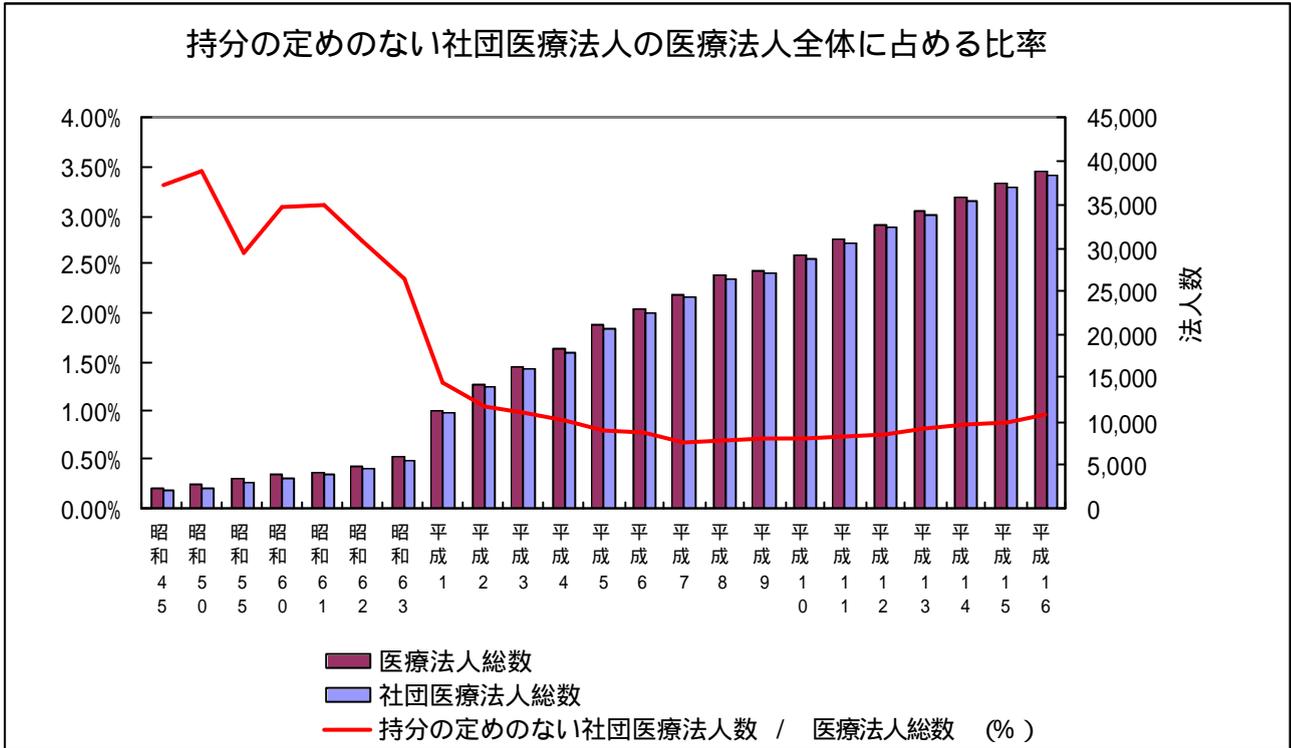
(当会議作成)

医療法人の形態				
法人形態	医療法人		特定医療法人	特別医療法人
	社団	財団	社団、もしくは財団	社団、もしくは財団
出資持分	持分の定めのある社団法人 持分の定めのない社団法人 のいずれか	なし	なし	なし
根拠法	医療法		租税特別措置法	医療法
認可・承認	都道府県知事の認可		国税庁長官の承認	都道府県知事による定款変更の認可
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産要件 病院等を開設する場合 自己資本比率20%以上</li> <li>役員数 理事3人 監事1人以上</li> <li>理事長 原則医師又は歯科医師</li> </ul>		医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>財団又は持分の定めのない社団</li> <li>自由診療の制限</li> <li>同族役員の制限</li> <li>差額ベッドの制限 (30%以下)</li> <li>給与の制限 (年間3,600万円以下)</li> </ul> 等を満たすもの	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>財団又は持分の定めのない社団</li> <li>自由診療の制限</li> <li>同族役員の制限</li> <li>給与の制限 (年間3,600万円以下)</li> </ul> 等を満たすもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税率30%</li> <li>収益事業は行えない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税率22%</li> <li>収益事業は行えない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税率30%</li> <li>一定の収益事業が可能</li> </ul>

(厚生労働省資料に基づき当会議作成)

医療法人数		法人数 (H16.3末)
法人種類		
総数		38,754
財団		403
社団		38,351
	内訳 (持分有)	37,977
	(持分無)	374
一人医師医療法人(再掲)		31,664
特定医療法人(再掲)		362
特別医療法人(再掲)		35

(厚生労働省資料に基づき当会議作成)

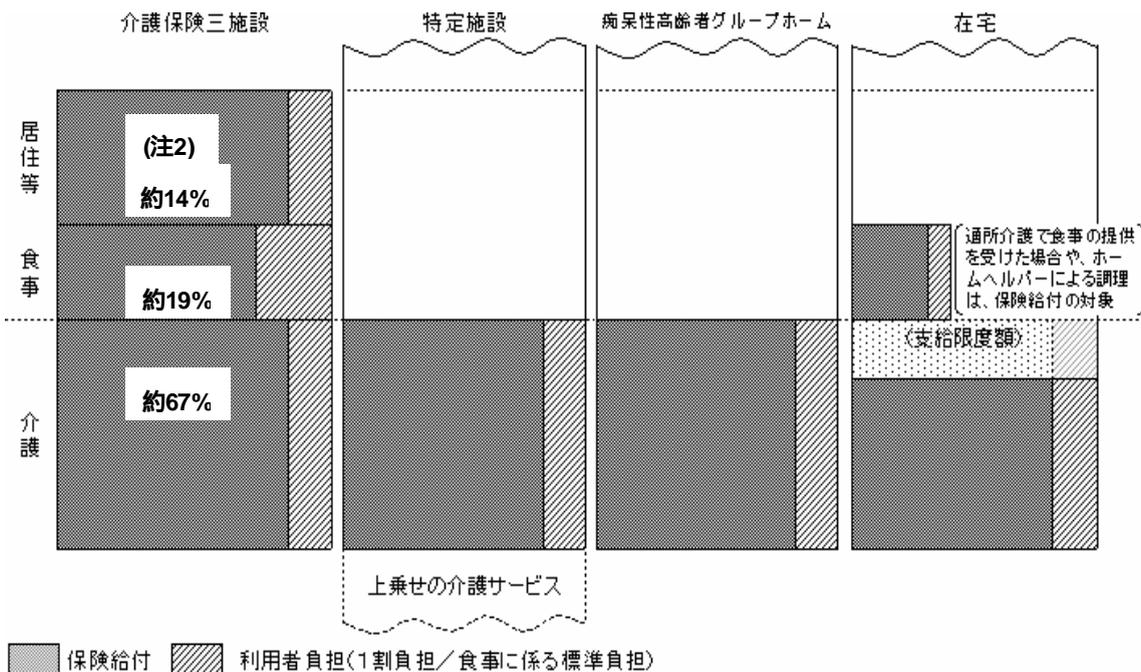


(注) 平成8年までは年末、平成9年以降は年度末における比率

(厚生労働省資料に基づき当会議作成)

## 施設等の給付範囲 (費用負担) の比較

介護保険三施設では、介護、食事、居住等に要する費用が保険給付の対象。  
特定施設(注1)、痴呆性高齢者グループホーム、在宅では、介護が保険給付の対象。



上表は、2003年12月22日、第7回社会保障審議会介護保険部会の資料を基に事務局にて作成。

介護保険三施設の費用内訳 (%) は、統計上介護及び居住等の各費用額を示す数値がないため、事務局にて特定施設の費用額を介護の費用額と仮定する等により特養入所者(平均要介護度3.6)について便宜的に試算。

(注1) 特別養護老人ホームと同程度の介護職員等を配置した有料老人ホームやケアハウスが、要介護の入居者に対して介護サービスを提供した場合には、介護保険の対象としている (特定施設入所者生活介護)。

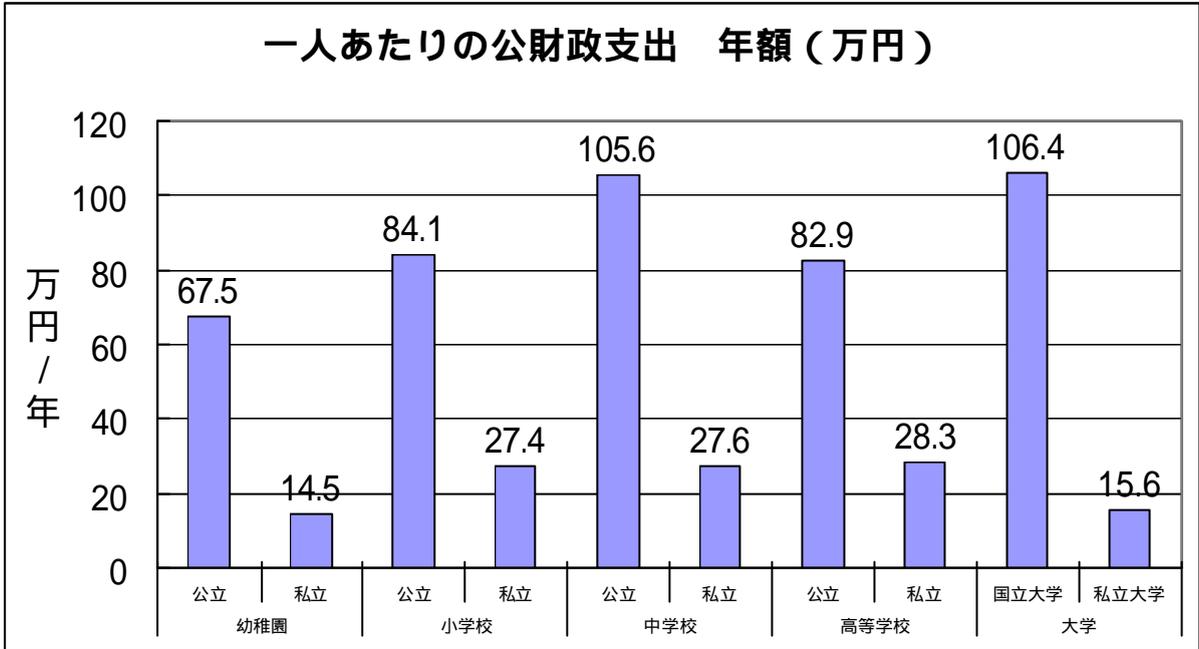
(注2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおいては、個室と共同生活室に係る建築費用、光熱水費等に相当する額 (ホテルコスト) を利用者が負担。

# 学校数比較

平成 1 5 年 5 月 1 日現在

	学校数			
	総数	国立	公立	私立
小学校	23,633	73 (0.3%)	23,381 (98.9%)	179 (0.8%)
中学校	11,134	76 (0.7%)	10,358 (93.0%)	700 (6.3%)
高等学校	5,450	15 (0.3%)	4,117 (75.5%)	1,318 (24.2%)
大学	702	100 (14.3%)	76 (10.8%)	526 (74.9%)

(出所) 文部科学省「学校基本調査」



\* 施設建設費は含まず。

\* 幼稚園は平成 14 年度予算数値。(全日本私立幼稚園連合会作成資料による)

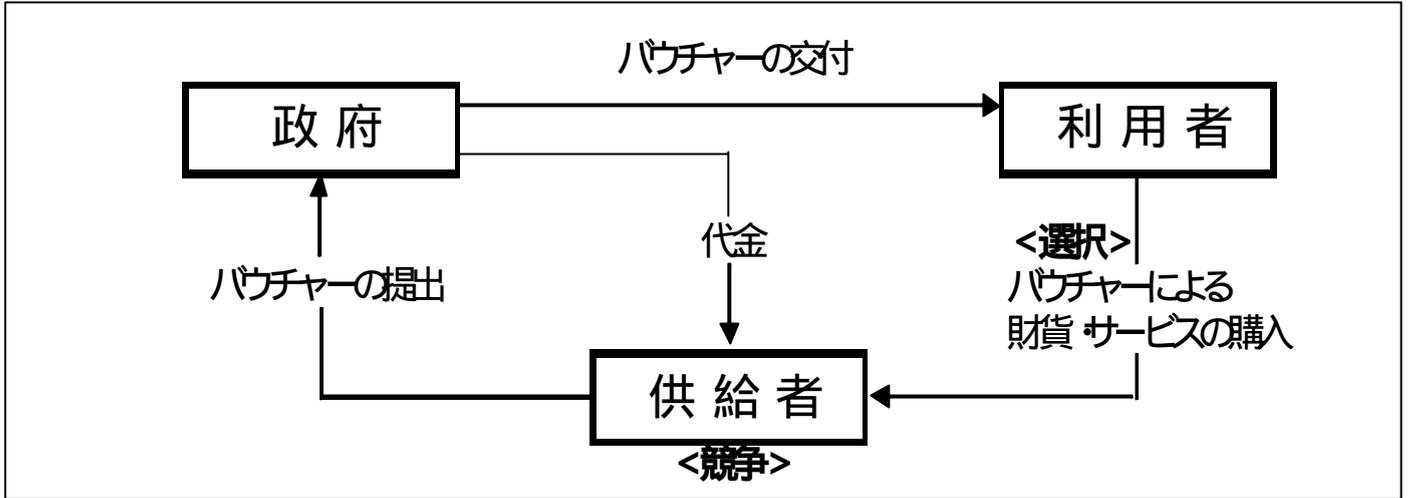
\* 小・中・高の私立学校は平成 15 年度数値。(日本私立中学高等学校連合会作成資料による)

公立学校は、東京都の平成 15 年度予算数値。(東京都ホームページより抜粋)

\* 大学は平成 15 年度数値。(「学校基本調査」をもとに当会議で作成)

(当会議作成)

## 一般的なバウチャーの仕組み



(参考 機関補助)



### 【教育に関するバウチャーの米国の事例】

#### ミルウォーキー市 (小中高校レベル)

90年に導入。貧困層で私立学校への進学を希望する者にバウチャーを交付。

#### クリーブランド市 (小中高校レベル)

低所得者層から抽選で対象者を選び私立学校の授業料の90%分のバウチャーを交付。

#### ペル奨学金 (高等教育レベル・連邦レベル)

低所得世帯の学部学生に対する支援 (返済不要)。最大給付額は3,300ドル (2000年時点)。

#### 税額控除によるバウチャー (高等教育レベル・連邦レベル)

97年に導入。世帯所得が5万ドル以下の場合に、学費の一定部分が税額控除される。

(注)「バウチャーについて—その概念と諸外国の経験

(平成13年7月) / 内閣府政策統括官 (経済財

政-景気判断・政策分析担当)」を要約。